

第3次 能登町男女共同参画 行動計画

◆ダイジェスト版◆

期間 令和3年度～令和7年度

きょうどう
共同の舞台に
ぶたい

だんじょ
男女とも登り
のぼ

よ
能く
ささ
支え合う
あ

の
とちよう
能登町

能 登 町



男女共同参画社会って？

仕事、家族、地域生活などさまざまな場面の活動について、男女が対等な立場で、性別や社会的な慣習などによって制限されず、自分の夢や希望を叶える機会を得ることができ、ともに責任を担う社会環境です。



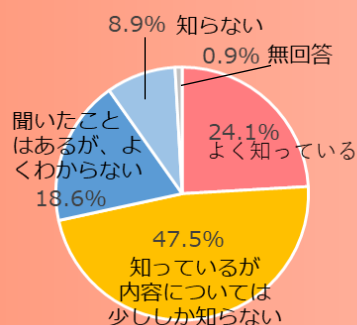
みんなで実践!!

私たちにできること

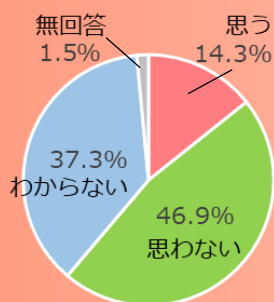
4つの基本目標と17の取り組み

町民アンケート（R元年調べ）

Q.「男女共同参画社会」という言葉を知っていますか。また、その内容についても知っていますか？



Q. あなたの家族や地域の男女共同参画社会への理解は進んでいると思いますか。



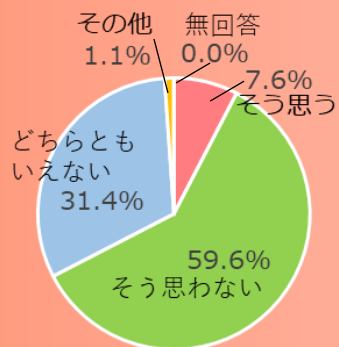
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

- ❖ 習慣やしきたりの中に、不合理なものがないか男女共同参画の視点で見直しましょう。
- ❖ 家族はお互いが尊重し合い、話し合いを大切にして思いやり、「ありがとう」が自然に言い合える円滑な家庭を作りましょう。
- ❖ 講習会や研修会などに参加するなど、男女共同参画について日頃から関心を持ちましょう。
- ❖ 介護や家事が誰かに偏ることがないように、男女共に協力し合いましょう。
- ❖ 母親に負担のかかりやすい子育てについては、学校や保育園、地域の行事などに父親も積極的に加わり、共に協力して子育てをしましょう。
- ❖ 外国から来ている人達と交流を深めて、助け合いながら国際的視野をひろげましょう。

基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

- ❖ いつも町政やまちづくりに関心を持ち、積極的に発言しましょう。
- ❖ 自治会活動などへ男女問わず積極的に参加、または参加できる環境づくりに努め、地域づくりの担い手を育てましょう。
- ❖ 男女共に政策の立案、決定などの意思決定の場へ参加するため、学習の機会をとらえ能力を高めましょう。
- ❖ 男女がともに、若い世代や高齢者などと情報を交換するなど、世代を超えて交流を盛んにしましょう。

Q. あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



何か見聞きしたり、疑問に思ったら相談！窓口は次のページをご覧ください。



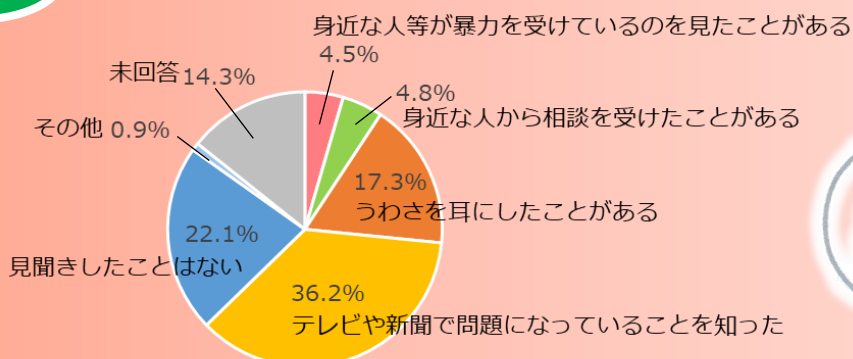
基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

- ❖ 学校や職場、家庭や地域で男女がパートナーとして協力しましょう。
- ❖ 職場では、お互いが気持ちよく働けるような環境づくりに努めましょう。
- ❖ 共に個性や能力を発揮できるような職場づくりのために、男女の役割分担を見直し改善しましょう。

基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

- ❖ 人間としての尊厳を大切に接し、暴力的な言動や差別などのないよう常に心がけましょう。
- ❖ 男女共に、出産・子育て・介護などで再就労が困難になる場合があります。育児・介護休暇や福祉の情報などを有効に活用しましょう。
- ❖ 妊娠・出産をする女性の心身の健康に配慮し、みんなで支え合いましょう。
- ❖ DVや性についての正しい知識を子どもたちに伝え、自分を大切にして、相手を尊重する心を育てましょう。

Q. 配偶者やパートナーから継続的な暴力（なぐる、ける、罵倒する、行動や言葉を制限するなど）を受けるといった話しを見聞きしたことはありますか。



【計画の策定について】

能登町では、男女を問わず様々な活動ができるよう、社会参画の機会を奨励し、住みやすくイキイキと活動しやすい男女共同参画社会の形成を目指して、平成 21 年 3 月に「能登町男女共同参画プラン」（第 1 次行動計画）を策定し、平成 23 年 3 月 18 日には「能登町男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成 28 年 3 月には「第 2 次能登町男女共同参画行動計画」を策定し、それぞれ一定の成果をあげてきましたが、男女共同参画社会の実現に向けて、解決しなければならない課題はいまだ多く存在しています。

こうした点を踏まえ、令和元年度に男女共同参画に関する町民意識調査アンケートを実施し、アンケート結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、同 3 年 3 月に「第 3 次能登町男女共同参画行動計画」を策定しました。国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化、町民ニーズなど、必要に応じて見直しを行います。

◆男女共同参画に関すること

石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課	月～金	8:30～17:15	076-225-1378
能登町教育委員会事務局	月～金	8:30～17:15	0768-62-8537

◆人権に関すること

みんなの人権 110 番（全国共通）	土日祝を除く	8:30～17:15	0570-003-110
外国語人権相談ダイヤル（全国共通）	月～金	9:00～17:00	0570-090-911
金沢地方法務局 人権擁護課	月～金	8:30～17:15	076-292-7804
石川県総務部総務課人権推進室	月～金	8:30～17:15	076-225-1235
能登町役場 住民課	月～金	8:30～17:15	0768-62-8510

◆女性の人権、暴力、性犯罪に関する相談

女性の人権ホットライン（全国共通）	土日祝を除く	8:30～17:15	0570-070-810
DVホットライン（女性のためのDV専門電話相談）	月～金	9:00～21:00	076-221-8740
	土・日・祝	9:00～17:00	
女性なんでも相談室（石川県女性センター）	月～金	9:00～17:00	076-231-7331
こころの相談ダイヤル（石川県こころの健康センター）	月～金	9:00～12:00	076-237-2700
		13:00～16:00	
警察安全相談（警察本部県民支援相談課）	月～金	面接 9:00～17:00 電話 24 時間対応	076-225-9110 （短縮 # 9110）
女性の権利 110 番（金沢弁護士会）	毎月第 3 木	12:30～14:30	076-214-8299
石川県女性相談支援センター	月～金	8:30～17:15	076-223-8655
能登町なんでも相談「カナリア」	火・木	10:00～14:00	0768-76-2874
能登町社会福祉協議会（心配ごと相談）	月～金	8:30～17:15	0768-72-2322

◆子どもに関すること（虐待、いじめ、不登校、体罰、育児及び子ども家庭相談）

児童相談所（全国共通）	24 時間対応		0570-783-189 （短縮 189）
子どもの人権 110 番（全国共通・無料）	土日祝を除く	8:30～17:15	0120-007-110
七尾児童相談所（石川県能登中部保健福祉センター）	月～金	8:30～17:15	0767-53-0811
能登町なんでも相談「カナリア」	火・木	10:00～14:00	0768-76-2874
能登町社会福祉協議会（心配ごと相談）	月～金	8:30～17:15	0768-72-2322

◆高齢者（介護）に関すること

能登町役場 健康福祉課	月～金	8:30～17:15	0768-62-8517
能登町社会福祉協議会（心配ごと相談）	月～金	8:30～17:15	0768-72-2322

第 3 次能登町男女共同参画行動計画 ダイジェスト版 令和 3 年 7 月発行

【問い合わせ先】能登町教育委員会事務局 〒927-0492 能登町宇字出津ト字 50 番地 1

TEL 0768-62-8537 FAX 0768-62-8538 e-mail : kyouikuiinkai@town.noto.lq.jp